

神奈川県立県民ホール本館再整備基本構想策定委員会
の設置及び運営に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、神奈川県立県民ホール本館（以下「県民ホール」という。）の再整備に伴い、県民ホール再整備基本構想（以下「基本構想」という。）を策定するに当たり、第三者の立場及び専門的視点からの意見を得ることを目的として、神奈川県立県民ホール本館基本構想策定委員会（以下「委員会」という。）の設置及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、基本構想の策定に関し、次の事項について所掌する。

- (1) 文化芸術及び文化施設の動向等の調査に関すること。
- (2) 再整備の基本方針の策定に関すること。
- (3) 機能・規模、施設整備の検討に関すること。
- (4) 管理運営方法の検討に関すること。
- (5) 基本構想骨子案の策定に関すること。
- (6) 基本構想素案の策定に関すること。
- (7) 基本構想案の策定に関すること。
- (8) その他基本構想の策定に関し、県民ホール再整備担当課長が必要と認める事項

(構成員)

第3条 委員会は、委員15人以内及び特別委員10人以内で構成する。

- 2 委員は、学識経験者、文化芸術関係者、劇場運営者、建築関係者等の有識者、障がい者及び公募の応募者の中から知事が選定した者をもって構成する。
- 3 委員会に委員長及び副委員長を置く。
- 4 委員長は委員の互選により定め、副委員長は委員長の指名により選定する。
- 5 委員長は、委員会の会務を総理する。
- 6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 7 知事は、必要に応じて、委員以外に特別委員を選定することができる。
- 8 特別委員は、指定された委員会に出席し、専門的見地等に基づく意見を述べることができる。

(任期)

第4条 委員及び特別委員の任期は、第1条に規定する目的を果たすために必要な期間として、令和7年5月1日から基本構想が策定される日までとする。

- 2 前項に規定する委員の任期中に、やむを得ない事由により委員を辞す者が出た場合、知事は、適当と認められる者をその後任として選定することができる。

(委員会)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

2 会議の議長は委員長が務める。ただし、委員長が欠席の場合、又は委員長の指示により、副委員長が議長を務める。

3 委員会は、委員の過半数の出席がなければ開催することができない。ただし、書面をもって議事に対する意見を委員会に提出する委員がある場合、この委員が出席しているとみなすことができる。

また、オンラインで委員会に参加する委員がある場合も、この委員が出席しているとみなすことができる。

4 委員会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。

5 委員長は、委員会の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、その説明又は意見を聴くことができる。

6 委員会は、聴取した意見及び議事の結果を知事に報告する。

(委員会の公開)

第6条 附属機関等の設置及び会議公開等運営に関する要綱第12条の規定により、委員会は公開とする。ただし、神奈川県文化スポーツ観光局文化課（以下「文化課」という。）が定めた時、又は委員会が必要と認めた場合は、委員会の一部又は全部を非公開とすることができる。

(議事の公表等)

第7条 委員会における議事録は、委員会の終了後に公表する。ただし、議事内容について、ただちに公表することが不適切であると文化課又は委員会が判断したときは、その概要の公表を除き、公表する事項及び時期などを自ら決定し、公表することができる。

(委員の責務)

第8条 委員会の参加者は、委員会の開催の過程において知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、文化課において処理する。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年3月7日から施行し、基本構想が策定された日をもって廃止する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行し、基本構想が策定された日をもって廃止する。